



## 保育所の利用を希望される方へ

### 保育所を利用できる方など

- 対象となる子ども **0～5歳まで**
- 利用できる保護者(保育の必要な事由)  
就労(パートタイム等も含む)、妊娠・出産、  
疾病、親族の介護、求職活動、就学など、家  
庭で保育のできない保護者が利用できます。
- 利用できる時間  
新制度では、保護者の就労等の状況に応じ  
て、保育を利用できる時間が異なります。  
\*「保育標準時間(フルタイム就労など)」  
は、最大11時間利用できます。  
\*「保育短時間(パートタイム就労など)」  
は、最大8時間利用できます。

### 保育所の利用の流れ

**1**  
区役所に「保育の必要性」  
の認定申請と保育所の利用  
希望の申し込み

お住まいの区の区役所の窓口  
に申し込みをしてください。

**2**  
市が認定証を  
交付

申請者の希望や施設の状況などを  
踏まえ、市が利用先を調整します。

**3**  
市が利用調整

・2号認定または3号認定の  
認定証が交付されます。  
・利用できる時間は  
「保育標準時間」「保育短時間」  
のどちらかに決定します。

**4**  
利用先  
決定後、  
契約

保育所を利用  
する場合は、  
市と契約します。

**注目!** 他の保育  
サービスも  
利用できます。

- 延長保育  
通常の保育時間を19時  
まで(一部の保育所は  
20時まで)延長します。  
(有料)
- 休日保育  
保育所を休日に開所  
し、日曜日や祝日などに  
就労する保護者を支援  
します。  
(有料)



## 地域型保育(家庭的保育・小規模保育 など)の利用を希望される方へ

### 地域型保育を利用できる方など

- 対象となる子ども **0～2歳まで**
- 利用できる保護者  
保育所を利用できる保護者と同じです。
- 利用できる時間  
原則として、保育所を利用できる時間と同じです。

### 地域型保育 の 利用の流れ

原則として、  
「保育所の利用の 流れ」と  
同じです。

### お子さんが3歳になったら

連携施設(認定こども園、幼稚園(預かり  
保育も利用)、保育所)などで  
引き続き、保育サービスを受けることが  
できます。



**注目!**